

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後2か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1か月以内に雇用関係が終了した場合50%
- (2) 入社後2か月以内に雇用関係が終了した場合20%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度は適用しません。また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。